

(答申第63号)

答 申

第 1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非公開決定は、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

平成15年11月5日付けで、異議申立人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、「行政不服審査法に基づいて実施される、国民健康保険審査会（以下「国保審査会」という。）に係る『審査請求』に関する、岐阜県行政の行政手続、受理、審査関係人（同申請人を含む。）への通知、審査、裁決、処分、異議申立て、同審の答申（答申の種類とそれぞれに伴う処理手続等を含む。）を含む手続規定（岐阜県条例から内規に至るすべての規定、規則、要綱、要領等すべてを含む。）」の公開を請求した。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る文書を「岐阜県国民健康保険審査会会議規則（昭和50年告示第716号）」及び「岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則（昭和31年規則第104号）」（以下「本件対象文書」という。）と特定したが、条例第2条第2項第1号に該当することから、平成15年11月20日付け国保第430号により、公文書に該当しないことから、不存在として以下の理由を付して公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

（公文書の公開をしない理由）

請求のあった文書は、岐阜県のホームページ等で閲覧することができるものであって、実施機関が一般の利用に供することを目的として保有しているもの及び一般に入手することができる出版物であることから、岐阜県情報公開条例第2条第2項に規定する公文書から除外されているため。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成16年1月8日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び公開決定等理由説明書等に対する意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分「公文書の公開をしない理由」欄に記載された「一般に入手することができる出版物」とは、不特定多数の者に販売することを目的として発行された新聞、雑誌等をいうのであって、県のホームページは、出版物に該当しない。
また、開示請求権は何人にも存在する権利であるが、県のホームページは、これを閲覧できない者が存在することから不特定多数の者に公開しているとはいえず、情報公開の機能を果たし得ないものである。
- (2) 機材等が発すると考えられる電磁波等を敬遠する等の健康等の理由で、県のホームページを利用しない者がいる場合、この処分は、県が不当な差別ないしは蔑視行政を実施していることを意味する。
- (3) 本件公開請求は、行政の持つ情報であって公文書には限定しておらず、また、内規を含むすべての規程を請求しているから、県の規則と勝手に限定し不存在とする対応は、的を得ていない。例えば、国保審査会の開催について、誰がどのような条件下で決定し、どのように通知するのか、また委員の任命手続等について、規程も基準もなく行われているのならば、国保審査会は恣意的なもので適正に機能していないと言わざるを得ない。
- (4) 「公文書の公開をしない理由」が「一般の利用を目的として保有している」とされているが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）における公文書の定義に関する規定との整合性がなく、岐阜県の対応は、身体的ハンデを負った者に対する差別であり不当である。また、人の生命、健康、生活等にかかわる重要な事案であり、非公開は不当である。

第4 実施機関の主張

実施機関が、公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 本件対象文書について

本件公開請求に対し、国保審査会の運営に関して規定した「岐阜県国民健康保険審査会会議規則」及び国保審査会委員への報酬等に関して規定した「岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則」を併せて請求対象文書と特定した。

なお、本件請求の内容は国保審査会の審査等に関するすべての規程であるが、国民健康保険に関する不服申立てに係る手続は行政不服審査法に基づき行うものであり、本件対象文書以外に規程は存在しない。

2 条例第2条第2項第1号該当性について

本件対象文書は、いずれも県公報で公布又は告示し、県法規集に掲載しているものであって、広く一般に周知されているものである。

そして、県公報及び県法規集は、行政刊行物として、一般の利用に供するために、情報公開総合窓口（以下「窓口」という。）や県図書館において閲覧及び写しの供与を行い、郵送での申込みも認めている。また、インターネットの利用者も多いことから、県のホームページにも掲載している。

したがって、本件対象文書は、条例第2条第2項第1号にいう「官報、公報、白書、

新聞、雑誌、書籍その他一般に入手できるもの又は実施機関が一般の利用に供することを目的として保有しているもの」に該当し、条例の対象となる公文書から除外されるものと判断した。

3 異議申立人の主張について

(1) 請求者への差別的な取扱いについて

公開しない理由として「岐阜県のホームページ等で閲覧可能である」と記載したのは、閲覧方法をホームページでの掲載に限定するものではなく、県公報や県法規集を窓口や県図書館等の公共施設で自由に閲覧できることも含め、様々な方法で一般の利用に供していることを意味するものである。

したがって、パソコン等の通信機器を利用できない人が閲覧できないような不当なものではない。

なお、本件異議申立人は国保審査会の審査請求人であったことから、利害関係人として、本件対象文書が無償で提供している。

(2) 内規等他の規程の存在について

異議申立人は、国保審査会の開催通知の方法や委員の任免手続等に関して定めた規程が存在するはずである旨主張する。

しかし、要綱等は、法令等の施行に当たって、行政行為に一定の質を確保し、効率的な事務処理を図るうえで、その解釈や手続等を補足する必要があると認められるときに、内部の事務処理の基準として定めるものであって、県のすべての事務についてこれを定めることは合理的とはいえず、例えば、異議申立人が指摘する国保審査会委員の選任については、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）において保険者代表等の資格が規定されているものの、実際に誰を選定し、任命するかは、任命権者に裁量があるものといえる。

したがって、特定した規則以外に請求対象文書が存在しないことに、特段不合理な点はない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件対象文書について

本件請求に係る国保審査会とは、国民健康保険法第92条の規定により設置され、同法第91条の規定により、療養の給付等の保険給付、被保険者証の交付請求若しくは返還又は保険料その他の徴収金に関する処分に対する審査請求の審査・裁決を行う附属機関である。

本件請求は、国保審査会に係る審査請求事案の審査等において行われる事務について規定したすべての規程であり、実施機関は、対象文書として「岐阜県国民健康保険審査会会議規則」及び「岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則」を特定した。

2 本件対象文書の公文書該当性について

(1) 条例第2条第2項第1号の趣旨について

条例第2条第2項は条例の対象となる公文書の範囲を定めており、同項第1号にお

いて、「官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他一般に入手できるもの又は実施機関が一般の利用に供することを目的として保有しているもの」を公文書から除外する旨規定している。これは、実施機関が一般の利用に供することを目的として保有しているもの等については、県民がその内容を容易に知り得るものであることから、公開請求の対象とする必要はなく、公文書から除外したものである。

こうした文書まで対象公文書として請求・公開の手続を求めることは、行政事務を繁雑にするのみならず、県民の利便性を損なうなど公益にも合致しないことから合理的でない。むしろ、条例第22条及び第23条の規定により、県政に関する正確で分かりやすい情報を県民が迅速かつ容易に得られるよう情報提供施策の充実を図るという観点からは、公開請求を待つまでもなく、広く県民等に対して積極的に情報提供を行うことが重要であるといえる。

(2) 条例第2条第2項第1号該当性について

本件対象文書は、いずれも岐阜県公報発行規程（昭和34年訓令甲第11号）に基づき公布し、又は告示された法令であって、県公報に掲載され、一般に周知されたものである。

そして、県法規集の第3編第3章及び第5編第4章にそれぞれ掲載され、行政刊行物として窓口等で閲覧し、又は写しの供与を実施しており、また、県のホームページにおいても閲覧が可能であることを確認している。

以上により、本件対象文書は、その法規という性質及び公表の方法から判断すれば、条例第2条第2項第1号にいう「一般に入手できるもの」に該当すると認められることから、実施機関が公文書に該当しないことを理由に行った本件処分は妥当である。

3 異議申立人の主張について

(1) 内規等他の規定について

異議申立人は、特定した本件対象文書以外に、審査会開催の通知方法や委員の任命等についての内規や基準が存在するはずである旨主張する。

行政不服審査法第1条第2項の規定によれば、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほかこの法律の定めるところによるとされており、同法に不服申立てに関する通則的な手続等が規定されている。

そして、本件対象文書の一つである「岐阜県国民健康保険審査会会議規則」には、国保審査会の裁決方法、会議録の作成等について規定されている。

また、実施機関の説明によれば、委員の選考については、国民健康保険法第93条第1項の規定により、被保険者を代表する委員、保険者を代表する委員及び公益を代表する委員各3人とするとされているが、実施機関において適任と思われる者をその裁量で選考し、就任を依頼するのであって、同項以外に委員の選考等に関する基準等は定めていないとしている。

以上からは、国保審査会の運営は、行政不服審査法、国民健康保険法及び本件対象文書以外に規程を設けることによりその審査手続等をさらに明確にしなければ行えないものとは通常考えられず、実施機関が定めた条例、内規等が本件対象文書以外に存在しないとする実施機関の説明は、是認できるものと認められる。

(2) 情報公開法の規定との差異等について

情報公開法第2条第2項第1号は、「不特定多数の者に販売することを目的として

発行されるもの」のみを公文書の範囲から除外しており、条例第2条第2項第1号に規定する「一般に入手できるもの又は一般の利用に供することを目的として保有しているもの」を除外していない。これは、一般に特定の文書の入手が容易であるかどうかの判別が困難であり、公表資料等の情報提供も特定の期間や地域に限定して提供されるものがあるためであるが、実際の運用においては、情報提供で対応できる場合には、担当課で配布し、ホームページに掲載していること等を教示する等の対応が適当であるとされている（「詳解情報公開法」総務省行政管理局編）。

したがって、条例による情報提供が情報公開法と運用上の実質的な差異が生じることが考えられず、公開請求の手続によらずに県民が迅速かつ容易に情報を得ることができることから、県民が不利益を被る不当なものであるとの異議申立人の主張には理由がない。

また、異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の結論を左右するものではない。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成16年1月14日	・ 諮問を受けた。
平成16年1月20日	・ 実施機関から公開決定等理由説明書を受領した。
平成16年1月20日	・ 異議申立人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成16年1月29日	・ 異議申立人から公開決定等理由説明書に対する質問書を受領した。
平成16年1月29日	・ 実施機関に公開決定等理由説明書に対する質問書を送付した。
平成16年2月16日	・ 異議申立人から公開決定等理由説明書に対する意見書を受領した。
平成16年2月16日	・ 実施機関に公開決定等理由説明書に対する意見書を送付した。
平成16年2月25日 (第63回審査会)	・ 実施機関から口頭意見陳述を受けた。 ・ 諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
会 長	上寺 久雄	岐阜聖徳学園大学名誉教授	
	近藤 謙次	特定非営利活動法人 岐阜県青年のつどい協議会理事長	
	羽田野晴雄	税理士	
	森川 幸江	弁護士	
	山田 洋一	岐阜県商工会議所連合会専務理事	

(五十音順)